

用語の解説

1 昼間人口

昼間人口とは、就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口であり、従業地・通学地集計の結果を用いて算出された人口である。

また、夜間勤務の者、夜間の学校に通っている者も便宜上昼間就業者・昼間通学者とみなして昼間人口に含めており、昼間人口には買物客などの非定常的な移動については考慮していない。

2 常住人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口である。

本報告書では、「常住人口」の用語で統一している。

3 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口（夜間人口）100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

〔例：A区の昼夜間人口比率の算出方法〕

$$\text{A区の昼夜間人口比率} = \text{A区の昼間人口} \div \text{A区の常住人口} \times 100$$

本報告書では、「昼夜間人口比率」の用語で統一している。

4 常住地

調査時に常住している場所（地域）をいう。「常住している」とは、同一の場所に居住した期間又は居住しようとする期間が3か月以上にわたる場所をいう。

5 自宅外

常住地と同じ区市町村に従業・通学先がある人で「自宅」以外が従業・通学先の場合をいう。

6 従業地

調査時に就業者が従業している場所（地域）をいう。

7 自区市町村

従業地・通学先が常住している区市町村と同一の区市町村にある場合をいう。

8 他の区市町村

従業地・通学先が常住している区市町村以外にある場合をいう。

9 就業者

調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした者をいう。

（1）昼間就業者

昼間人口のうち就業している者をいい、従業地による就業者である。

（2）常住就業者（夜間就業者）

常住人口（夜間人口）のうち就業している者をいい、常住地による就業者である。本報告書では、「常住就業者」の用語で統一している。

（3）残留就業者

当該区域の常住就業者のうち、従業地が当該地域と同一である就業者をいう。

（4）昼夜間就業者比率

常住就業者 100 人当たりの昼間就業者の割合であり、100 を超えているときは就業者の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

〔例：A区の昼夜間就業者比率の算出方法〕

$$A \text{ 区の昼夜間就業者比率} = A \text{ 区の昼間就業者} \div A \text{ 区の常住就業者} \times 100$$

本報告書では、「昼夜間就業者比率」の用語で統一している。

10 通勤者

従業地が常住地と異なる就業者をいう。

（1）流入通勤者

他の区域から当該区域へ入ってくる通勤者をいう。

例えば、A区における「流入通勤者」とは、A区以外に常住し、A区へ流入する通勤者をいう。

（2）流出通勤者

当該区域から他の区域へ出る通勤者をいう。

例えば、A区における「流出通勤者」とは、A区に常住し、A区以外へ流出する通勤者をいう。

（3）流入超過通勤者

流入通勤者から流出通勤者を差し引いた通勤者をいう。したがって、常住就業者に対する昼間就業者の純増分を意味する。△(マイナス)表示の場合は流出超過である。

11 通学者

非労働力人口のうち、調査週間中、主に通学していた者をいう。「通学」には、小学校・

中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合を含むが、幼稚園は含まれない。ただし、通学のかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をしている者は、就業者として扱っている。

(1) 昼間通学者

昼間人口のうち通学している者をいい、通学地による通学者である。

(2) 常住通学者（夜間通学者）

常住人口（夜間人口）のうち通学している者をいい、常住地による通学者である。本報告書では、「常住通学者」の用語で統一している。

(3) 流入通学者

他の区域から当該区域へ入ってくる通学者をいう。

例えば、A区における「流入通学者」とは、A区以外に常住し、A区へ流入する通学者をいう。

(4) 流出通学者

当該区域から他の区域へ出る通学者をいう。

例えば、A区における「流出通学者」とは、A区に常住し、A区以外へ流出する通学者をいう。

(5) 流入超過通学者

流入通学者から流出通学者を差し引いた通学者をいう。したがって、常住通学者に対する昼間通学者の純増分を意味する。△(マイナス)表示の場合は流出超過である。

(6) 残留通学者

当該区域の常住通学者のうち、通学先が当該地域と同一である通学者をいう。

(7) 昼夜間通学者比率

常住通学者 100 人当たりの昼間通学者の割合であり、100 を超えているときは通学者の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

[例：A区の昼夜間通学者比率の算出方法]

$$A \text{ 区の昼夜間通学者比率} = A \text{ 区の昼間通学者} \div A \text{ 区の常住通学者} \times 100$$

本報告書では、「昼夜間通学者比率」の用語で統一している。

12 流入人口

他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

例えば、A区における「流入人口」とは、A区以外に常住し、A区へ通勤・通学する人口をいう。

13 流出人口

当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口をいう。

例えば、A区における「流出人口」とは、A区に常住し、A区以外へ通勤・通学する人口をいう。

14 流入超過人口

流入人口から流出人口を差し引いた人口をいう。したがって、常住人口に対する昼間人口の純増分を意味する。△(マイナス)表示の場合は流出超過である。

15 人口密度

人口密度は、1平方キロメートル当たりの人口である。

16 各統計表の基本的な概念について

この報告書の統計表は、令和2年国勢調査結果の従業地・通学地集計結果を組み替えて集計したもので、基本的な概念との関係は次のとおりである。

また、平成27年及び令和2年国勢調査では、年齢「不詳」の者も集計対象である。



ここでは、人口を①昼間、②常住のほか、昼夜間の人口移動状態から③残留、④流入、⑤流出、⑥流入(流出)超過に6区分し、これを昼夜間移動状態6態として表している。また、昼間人口と常住人口の相違を捉えるためのカテゴリーを就業・通学状態におき、これを①就業者、②通学者、③従業も通学もしない者の3区分としている。

集計区分は、各表ともこの昼夜間移動状態と就業・通学状態を基本としている。

※「従業も通学もしない者」には、労働力状態「不詳」を含む。